

# 資源物の持ち去り

・無断で持ち去ることは町条例で禁止されています。  
・持ち去りを促されたら自棄へ通報してください。

# 不法投棄

・条例で禁止されています。  
・違反すると罰金で処罰されます。

# 禁止

熊野町

平成20年 4月1日施行  
ごみステーションからの  
資源物の持ち去りを禁止します

**町の対策**  
このような行為が、分別している町民の皆さんの、循環型社会の形成を目指したりサイクル推進への参加意識及び町の資源物売却益という社会的利益増に貢献しているという意識を著しく低下させると判断しました。そこで、昨年12月に「熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正し、ごみステーションからの資源物の持ち去り行為を禁止する条項を追加し、4月1日から施行します。

持ち去りを見かけたら  
持ち去り行為を見かけた  
ら、生活環境課へ通報(場所、時間、持ち去っていたものの種類、車両番号や状況)してください。持ち去りをしないよう、注意・指導をします。  
なお、町民の皆さんが持ち去り行為をしている者の車などを直接制止する等の行為は、危険ですのでおやめください。

**資源物とは**  
飲料缶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボールなど再生利用することを目的として分別収集するもの。

町指定の収集車と持ち去りをしてる車との見分け方  
○町指定の収集車は、午前8時半より前には収集していません。  
○町指定の収集車には「熊一廃託」と書かれた下のシートが貼ってあります。

**パトロールなどの実施**  
ごみステーションに「資源物の持ち去り禁止」を周知する看板設置や、町民の皆さんからの目撃情報など

お済みでない人は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。次の手続先で手続をお願いします。  
●国民年金第1号被保険者  
↓住民課保険年金グループ  
●厚生年金加入者及び国民年金第3号被保険者  
↓厚生年金加入者の勤め先の社会保険担当者  
●年金受給者  
↓広島南社会保険事務所  
**問合せ先**  
広島南社会保険事務所  
住民課保険年金グループ  
TEL253-7710  
TEL820-5604



**前納報奨金制度改正のお知らせ ～4月から改正します～**  
前納報奨金制度は、固定資産税及び個人の町・県民税(普通徴収分)の納税者が納期前に納付した場合に報奨金を交付するものです。これは、税収の早期確保、納税者の方の納税意欲の高揚を目的として作られた制度ですが、低金利となっている市中金利と報奨金に係る金利に大きな差があることなどを理由に、4月から、前納報奨金の交付率、限度額を次のとおり改正することになりました。皆さんには、前納報奨金制度の改正の趣旨をご理解いただき、今後とも引き続き町税の納付にご協力をお願いします。

|         | 改正前     | 改正後     |
|---------|---------|---------|
| 報奨金の交付率 | 200分の1  | 400分の1  |
| 報奨金の限度額 | 50,000円 | 25,000円 |

問合せ先 税務課 TEL820-5603

資源物とは

パトロールなどの実施



**前納報奨金制度改正のお知らせ ～4月から改正します～**  
前納報奨金制度は、固定資産税及び個人の町・県民税(普通徴収分)の納税者が納期前に納付した場合に報奨金を交付するものです。これは、税収の早期確保、納税者の方の納税意欲の高揚を目的として作られた制度ですが、低金利となっている市中金利と報奨金に係る金利に大きな差があることなどを理由に、4月から、前納報奨金の交付率、限度額を次のとおり改正することになりました。皆さんには、前納報奨金制度の改正の趣旨をご理解いただき、今後とも引き続き町税の納付にご協力をお願いします。

|         | 改正前     | 改正後     |
|---------|---------|---------|
| 報奨金の交付率 | 200分の1  | 400分の1  |
| 報奨金の限度額 | 50,000円 | 25,000円 |

問合せ先 税務課 TEL820-5603

## あなたの年金記録の確認をお願いします

平成19年12月から、本年3月までの間に「ねんきん特別便」が順次送付されています。

対象は、社会保険庁のコンピュータによる名寄せ作業の結果、基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた人です。それ以外の年金受給者・現役加入者については、本年4月から10月までの間に、順次「ねんきん特別便」が

送付される予定です。ねんきん特別便を受け取ったら、必ず、年金記録の内容を確認して、訂正がある・ないの回答及び諸手続をお願いします。  
**ホームページ**  
http://www.sia.go.jp/top/kaiaku/kiroku/

お済みでない人は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。次の手続先で手続をお願いします。  
●国民年金第1号被保険者  
↓住民課保険年金グループ  
●厚生年金加入者及び国民年金第3号被保険者  
↓厚生年金加入者の勤め先の社会保険担当者  
●年金受給者  
↓広島南社会保険事務所  
**問合せ先**  
広島南社会保険事務所  
住民課保険年金グループ  
TEL253-7710  
TEL820-5604

●年金特別便専用ダイヤル  
TEL0570-058-555  
●一般の年金相談  
『ねんきんダイヤル』  
TEL0570-051-165  
なお、住所変更の届出が

お済みでない人は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。次の手続先で手続をお願いします。  
●国民年金第1号被保険者  
↓住民課保険年金グループ  
●厚生年金加入者及び国民年金第3号被保険者  
↓厚生年金加入者の勤め先の社会保険担当者  
●年金受給者  
↓広島南社会保険事務所  
**問合せ先**  
広島南社会保険事務所  
住民課保険年金グループ  
TEL253-7710  
TEL820-5604

## ！おしえて！

### 介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

**Q お尋ねします・・・**  
介護保険料を滞納していたらどうなりますか。

**A お答えします・・・**  
町税等と同様に滞納処分を受けることとなります。また、滞納した期間により、給付の制限を受けることとなります。  
○サービス利用料をいったん全額自己負担し、申請により払い戻しを受けるようになり、利用料が一時的に差し止めとなり、払戻しを受ける費用から滞納した保険料が差し引かれます。  
○通常1割の利用者負担が、3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

介護保険は、老後の安心をみんなで支える制度です。保険料はきちんと収めましょう。  
**問合せ先** 福祉課高齢者福祉グループ  
TEL820-5605

## 子育て支援センター エンゼル通信

●子育て支援センターの主な予定

| 実施日    | 開始時間  | 行事(講師・敬称略)        |
|--------|-------|-------------------|
| 15日(金) | 9:30  | わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上)  |
| 19日(火) | 10:30 | 子育て懇談会(金澤綾子)      |
| 22日(金) | 10:30 | 親子の関わり懇談会(福田宏子)   |
| 27日(水) | 9:30  | ふわふわベビー(0歳～1歳5ヵ月) |

※毎月の予定表は、子育て支援センター、各公民館、図書館などに置いてあります。お気軽にお問い合わせください。

●おひさまルーム(上記以外の日程 9:30～11:30)～子育て親子の出会いの場・親子がゆったり遊べる場～  
\*どの時間からでも自由に参加できます。ご都合に合わせてご利用ください。  
\*親子やお友達と一緒に好きなおもちゃで遊んで過ごします。育児相談も受け付けます。  
\*0歳からのふれあい遊びや絵本の読み聞かせ、うさぎちゃん体操もお楽しみのひとつです。

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学びあいながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●パステルルーム  
『パステルルーム』は地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

| 実施日    | 開始時間 | 場所      |
|--------|------|---------|
| 14日(木) | 9:30 | 東公民館    |
| 21日(木) |      | 中央ふれあい館 |

※毎週木曜日は予約による子育て相談の日です。子育て支援センター内での遊びはありません。  
※行事はいずれも11:30に終了予定です。

**子育て支援センター・ファミリーサポートセンター**  
(西部地域健康センター内)  
TEL820-5502 Fax820-5504  
**開設日時**(※年末年始、お盆、祝日除):  
月～金曜日 9:30～17:00  
〈子育て相談(要予約)月～金曜日 13:00～17:00〉